

令和5年度「建築物の防火避難規定の解説 2016（第2版）」アフターフォロー質問と回答

(令和5年11月16日時点)

| No | 頁  | 質問  | 回答    |
|----|----|---|-------|
| 1  | 47 | 平成27年2月23日国交告第255号第一第1項第三号ロ(1)の規定に基づき各宿泊室等に避難上有効なバルコニーその他これに類するものを設けた場合、地上に降りた場所から道又は公園、広場その他の空地に通ずる敷地内通路の幅員は、P.47「避難上有効なバルコニー等の構造」(1)②と同様に有効75cmをひとつの目安として支障ないか。 | 支障ない。 |